



ハラスメント行為をした職員に対する懲戒処分について

松戸市立小金北保育所におけるハラスメント行為をした職員に対する処分について、報告します。

1. 処分について

(1) 処分職員

松戸市立小金北保育所 調理員 (60歳) 女性

(2) 被害職員

松戸市立小金北保育所 任期付短時間勤務職員 調理員 (57歳) 女性

(3) 処分内容

停職10日(令和4年11月11日から11月20日まで)

(4) 処分事由

パワー・ハラスメント

(5) 関係法令

地方公務員法第29条第1項第1号

(法令違反があった場合)

地方公務員法第29条第1項第3号

(全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合)

地方公務員法第33条

(信用失墜行為の禁止)

(6) 処分日

令和4年11月11日

2. 事件の概要

令和4年6月23日、被害職員が前日と同様の調理ミスをしたため、処分職員は被害職員に対し「またやった」と声を荒げて、ラップが入った箱を使用して頭を叩くふりをしたところ、勢い余って被害者の頭に箱が当たってしまう事案が発生した。また、被害職員からの申し入れを受け、保育課及び人事課において関係職員に事情聴取を実施したところ、昨年より被害職員は、処分職員から侮辱的な発言を受けていたことが判明したもの。

被害職員は、精神的な苦痛を受けたとして、現在休職中である。



やさシティ、まつど。
matsudo

3. 今後の対策について

- ・ 保育所職員を対象としたハラスメント防止研修（動画研修）を、令和4年10月18日から実施。今後も、定期的に研修等を実施し、再発防止に努める。
- ・ 調理員の指導方法等を見直し、再発防止に努める。
- ・ 本日、職員に対し、副市長名による「綱紀肅正と服務規律の確保」について通知を行い、改めて法律を遵守する義務を負う公務員としての自覚を促し、再発防止に努める。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市総務部人事課 ☎047-366-7306

FAX047-366-5674 ✉ mcjinji@city.matsudo.chiba.jp

松戸市子ども部保育課 ☎047-366-7351

FAX047-366-0742 ✉ mchoiku@city.matsudo.chiba.jp